

令和8年度

とみさと教育プラン



富里市教育委員会

目次

令和8年度 とみさと教育プラン

基本理念及び目標

計画の体系

1 次代を担う人材を家庭・地域社会とともに育成する学校教育の推進	1
(1) 確かな学力を育む	1
① 確かな学力を育てる教育の推進	2
② 教育内容・方法の改善充実	3
③ 基礎や基本となる学習への取組	4
④ 外国語教育の充実	5
⑤ ふるさと学習の推進	6
⑥ 特別支援教育の推進	7
⑦ 幼児教育の充実	9
⑧ 学校図書館の活用	10
⑨ 教職員の資質の向上	11
⑩ ICTを活用した学習の推進	12
(2) 健全な心と体を育む	13
① 豊かな心の育成	14
② 健やかな体の育成	15
③ 不登校やいじめ等への対応	16
④ 情報モラル教育の推進	19
⑤ 安全教育の推進	20
⑥ ジョイント・スクール推進事業の取組	21
⑦ 次世代の子ども達の健康を推進するための対応	22
⑧ 安全においしく楽しむ食育の推進	23
⑨ 学校施設の整備	24
(3) 地域に開かれた学校づくり	25
① 学校開放や地域公開	26
② コミュニティ・スクールの推進	27
③ 地域一体のキャリア教育を推進	28

2	人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	29
<hr/>		
(4)	生涯学習の推進	29
①	いつまでも学べる環境整備	30
②	学びの成果を活かす環境づくり	31
③	公民館事業の充実	32
④	図書館資料の整備	33
⑤	図書館（とみらいテラス）事業の充実	34
⑥	社会教育施設の整備	36
3	文化資源を守り、未来へつなげる取組の推進	37
<hr/>		
(5)	文化・芸術の振興	37
①	文化・芸術の創造	38
②	文化資源の保存	39
③	文化資源の活用	40
4	市民の誰もが生涯にわたりスポーツに参加できる環境づくり	41
<hr/>		
(6)	スポーツの振興	41
①	生涯スポーツ体制の整備	42
②	健康・体力づくりとスポーツ活動の推進	43
③	学校体育施設開放事業の促進	44
④	スポーツ施設の整備	44
5	健全な心と体を育む青少年健全育成の取組	45
<hr/>		
(7)	青少年の健全育成	45
①	思いやりのある青少年の育成	46
②	家庭教育の場の提供	47
③	地域社会と家庭教育の連携	48
6	平和・人権意識の向上への取組	49
<hr/>		
(8)	平和・人権意識の向上	49
①	国際化社会に対応する子どもへの支援	50
	資料	51

令和8年度とみさと教育プラン

基本理念及び目標

<基本理念>

ふるさとを愛し 心の豊かさと未来を切り拓く人づくり

<基本目標>

- 1 次代を担う人材を家庭・地域社会とともに育成する学校教育の推進
 - (1) 確かな学力を育む
 - (2) 健全な心と体を育む
 - (3) 地域に開かれた学校づくり

- 2 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
 - (4) 生涯学習の推進

- 3 文化資源を守り、未来へつなげる取組の推進
 - (5) 文化・芸術の振興

- 4 市民の誰もが生涯にわたりスポーツに参加できる環境づくり
 - (6) スポーツの振興

- 5 健全な心と体を育む青少年健全育成の取組
 - (7) 青少年の健全育成

- 6 平和・人権意識の向上への取組
 - (8) 平和・人権意識の向上

趣旨及び位置づけ

＜計画策定の趣旨＞

富里市教育委員会は、教育基本法の教育の目的及び理念のもと、国・県の策定する教育振興基本計画を踏まえ、本市にふさわしい教育の在り方を検討し、必要な施策を実行するため、富里市教育振興基本計画を策定しています。

富里市教育振興計画の基本理念、基本方針、教育施策等を実現していくために、各施策を具体的に進める実施計画として「とみさと教育プラン」を毎年度策定し、教育施策を総合的・重点的に推進するための教育目標等を定めています。

「とみさと教育プラン」で定めた施策は、点検評価し、公表するとともに、次年度の「とみさと教育プラン」に反映させていきます。



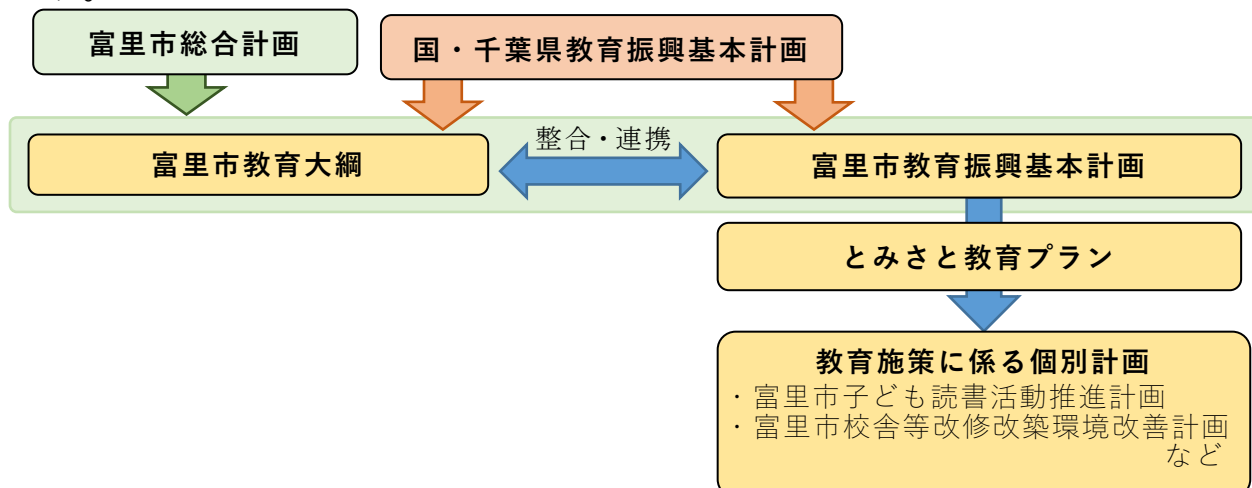
＜計画の位置づけ＞

1 富里市総合計画など上位計画との関連

富里市総合計画の「教育」に関する分野を担い、支えていく教育振興計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき市長が策定した市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「富里市教育大綱」を尊重し、策定しています。

2 他の計画との関連

とみさと教育プランは、富里市校舎等改修改築環境改善計画、富里市教育委員会食育推進プランなどの個別計画を総合的に推進するための単年計画です。



計画の体系

計画の体系

基本理念のもと、6つの目標を定めるとともに、それを具現化するための基本方針、施策を定めます。

目標

1 次代を担う人材を家庭・地域社会とともに育成する学校教育の推進

基本方針

1 確かな学力を育む

2 健全な心と体を育む

3 地域に開かれた学校づくり

施策

1-1 確かな学力を育てる教育の推進
1-2 教育内容・方法の改善充実
1-3 基礎や基本となる学習への取組
1-4 外国語教育の充実
1-5 ふるさと学習の推進
1-6 特別支援教育の推進
1-7 幼児教育の充実
1-8 学校図書館の活用
1-9 教職員の資質の向上
1-10 ICTを活用した学習の推進

2-1 豊かな心の育成
2-2 健やかな体の育成
2-3 不登校やいじめ等への対応
2-4 情報モラル教育の推進
2-5 安全教育の推進
2-6 ジョイント・スクール推進事業の取組
2-7 次世代の子ども達の健康を推進するための対応
2-8 安全に楽しく楽しむ食育の推進
2-9 学校施設の整備

3-1 学校開放や地域公開
3-2 コミュニティ・スクールの推進
3-3 地域一体のキャリア教育を推進

目標

2 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

3 文化資源を守り、未来へつなげる取組の推進

4 市民の誰もが生涯にわたりスポーツに参加できる環境づくり

基本方針

4 生涯学習の推進

5 文化・芸術の振興

6 スポーツの振興

施策

4-1 いつまでも学べる環境整備
4-2 学びの成果を活かす環境づくり
4-3 公民館事業の充実
4-4 図書館資料の整備
4-5 図書館（とみらいテラス）事業の充実
4-6 社会教育施設の整備

5-1 文化・芸術の創造
5-2 文化資源の保存
5-3 文化資源の活用

6-1 生涯スポーツ体制の整備
6-2 健康・体力づくりとスポーツ活動の促進
6-3 学校体育施設開放事業の促進
6-4 スポーツ施設の整備

目標

5 健全な心と体を育む青少年健全育成の取組

6 平和・人権意識の向上への取組

基本方針

7 青少年の健全育成

8 平和・人権意識の向上

施策

7-1 思いやりのある青少年の育成
7-2 家庭教育の場の提供
7-3 地域社会と家庭教育の連携

8-1 国際化社会に対応する子どもへの支援

1 次代を担う人材を家庭・地域社会とともに育成する 学校教育の推進

(1) 確かな学力を育む



① 確かな学力を育てる教育の推進

社会に出てからも学校教育で学んだことをいかせるように、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性をバランスよく育む教育を推進する。

<施策を推進するための事業>

■ 学力向上に向けた取組

学習を下支えする基礎基本として、「語彙力の多さ」「記憶力」「四則演算の早さ」が必要不可欠である。そこで、語彙力、記憶力の向上のために、視写や暗唱に年間を通して取り組む。

また、計算能力の向上のために、100マス計算に取り組む。文字に触れる機会を増やしたり、基本的な計算問題を繰り返し行ったりすることで、書くこと、読むこと、計算することへの抵抗感をなくし、日頃の教科指導に生かせるようにする。

毎年4月に実施される、小学6年生、中学3年生を対象とした「全国学力・学習状況調査」では、市全体の結果について分析するとともに、各学校での分析を授業改善に生かせるよう支援していく。結果・分析については市公式ホームページで公開し、家庭学習の習慣や、生活リズムを整えた規則正しい生活習慣が定着するよう保護者にも協力を呼びかけていく。

また、全校児童生徒を対象に実施する「千葉県標準学力検査」では、学校・学年ごとに結果・分析を進め、次年度以降の学習指導の改善につながるよう支援する。

■ 研究指定による指導方法の改善

研究授業等で作成した指導案や指導資料等を各学校で活用し、市全体の指導方法の改善につなげていく。

令和7年度は根木名小学校、七栄小学校、富里南中学校において授業研究会を開催し、授業実践をもとに研修を深めることができた。

令和8年度は、市学校教育研究会の公開校として富里小学校、浩養小学校、富里北中学校を研究指定し、教職員の指導方法の向上を目指す。

② 教育内容・方法の改善充実

主体的・対話的で深い学びの視点から、「何を学ぶか」だけでなく、学びの過程を重視し、教育課程を編成・実施・評価・改善していくカリキュラム・マネジメント^{※1}を確立して教育内容の充実を図り、授業を改善する。

＜施策を推進するための事業＞

■ 教務主任研修の実施

各学校の教務主任の研修会を実施し、教育課程の編成・実施・評価・改善等についての理解を深め、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進を図り、教育内容の充実と授業改善につなげる。

また、学力向上を目的として市全体の取組についての伝達講習を行う。

※1 「①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的に組み立てていくこと。」「②教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。」「③教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともに、その改革を図って行くこと。」などを通して教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質を図っていくことをいう。

③ 基礎や基本となる学習への取組

「主体的・対話的で深い学び」が充実するよう、各教科等を通して基礎的・基本的な知識・技能の習得、並びに思考力・判断力・表現力等の育成に向けた取組を推進する。

＜施策を推進するための事業＞

■ 「とみの国」検定の実施（視写・音読・計算）

基礎学力の定着を図ることをねらいとし、小学1年生から中学2年生までを対象として、年間を通して視写、音読、計算の練習に取り組む。学年末に1年間の達成度を確認するために「とみの国」検定を実施する。

■ 「富里市きょうざん塾」の実施

市内小学校と各小学校区の学校運営協議会が連携し、保護者や地域住民、中高生ボランティアによる学習支援「令和版てらこや『富里市きょうざん塾』」を開催することで、各小学校区の学習における課題を共有し、一体となって解決に取り組む。

令和7年度は夏季休暇中に開催し、9割以上の参加児童が「満足した」と回答するなど、基礎的な学習のつまずきを解消する一助となった。

令和8年度も引き続き、参加児童数を増やす対策を講じ、より多くの児童に、学習の機会を提供するとともに、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。

④ 外国語教育の充実

外国語でのコミュニケーションの中で、子どもたちが外国語やその背景にある文化を社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、目的や場面、状況等に
応じて、情報を整理しながら、自分の考え等を形成することを大切に、聞く
こと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動の充実を図る。そして、小中
学校でそれぞれ身に付けたことを活用して、伝え合う資質・能力の育成を目指
す。

<施策を推進するための事業>

■ A L T（外国語指導助手）・J T E（外国語指導補助員）の配置

リアルな対話や会話を通じてコミュニケーションスキルの向上に努め、英語
力の強化を図るため、A L T及びJ T Eを配置する。

各学校へA L T及びJ T Eを派遣し、児童生徒がネイティブな英語を学習す
る機会を確保する。

令和8年度は、令和7年度同様に、小学校にJ T E 6名、小中学校にA L T
4名を配置する。

■ 「英会話の日」推進事業の実施

外国語活動及び外国語科授業を通し学んだことを、実践的に生かす場を確保
するため「英会話の日」を設け、子どもたちがこれまでに学んだ英語を使い、
異文化に興味関心をもつような活動を通して、国際教育を推進する。

より多くの英語に触れる機会となるように工夫するとともに、日々の学習の
成果を試す活動を提供することで、英会話や英語表現の定着を図る。

令和8年度は、英会話の日に各校に派遣されるA L Tの人数を十分確保し、
児童生徒が外国人と直接ふれあう機会を増やす。

⑤ ふるさと学習の推進

子どもたちが郷土に誇りを持ち、「富里」で育ってよかったと思えるよう、教育課程に位置付けた「ふるさと学習」の内容を充実させる。

<施策を推進するための事業>

■ 教育課程全体を通じた「ふるさと学習」の推進

「ふるさと学習」の意義について、校内研修等を行い、教職員の認識を深める。

また、各校の年間指導計画に「ふるさと学習」を位置付け、教育活動全体を通じた「ふるさと学習」を推進する。

■ 「ふるさと学習」に関する研修の実施

富里市の歴史や地理を学ぶ機会は、主に小学3・4年生時に設定されていることから、担当する教職員が「富里の歴史・地理」についての理解を深めて指導に当たることができるよう、「富里市ふるさと巡検」を実施する。

■ 地域教材の配付と活用

自分の住んでいる地域の学習については、小学3・4年生の社会科で学習するが、教科書には住んでいる地域の内容が載っていないため、社会科副読本「わたしたちの富里市」を作成し、配付する。

令和2年度から全面実施となった学習指導要領に合わせ、同年度から改訂した副読本を対象学年に配付し活用するとともに、より効果的な学習支援のため、社会科副読本編集委員会を中心に次期改訂に向け見直しを検討する。

副読本に盛り込まれた地域教材を活用し、児童が富里市の歴史等に関心を持ち、進んで学習に取り組めるよう支援する。

⑥ 特別支援教育の推進

特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、共に学びあう機会を充実し、互いに尊重し認め合える、豊かな人間性を育成する。

<施策を推進するための事業>

■ 富里市特別支援教育専門員巡回支援事業（巡回相談）の実施

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒のスクリーニングやこれらの子どもに対する教育的支援について具体的な助言を行っていくために、特別支援教育専門員による巡回支援事業を実施する。公立・私立を問わず全ての幼稚園・認定こども園・保育園、小中学校へ年間2回の巡回相談（以下、「計画による巡回」という。）を行う。

計画による巡回においては、対象の子どもに対して事前にチェックリストを用いて課題を洗い出し、それをもとに専門員が授業や活動の様子を参観し、特別支援教育コーディネーターや担任に対して、具体的な支援の仕方や各学校（園）内の支援体制・個別の指導計画の作成等について助言を行い、個別支援の充実を図る。

計画による巡回以外にも、各学校（園）や保護者の要請に基づき、専門員が巡回相談（以下、「要請による巡回」という。）を実施する。要請による巡回を実施した後、必要に応じて対象の子どもの保護者と面談を実施し、学校（園）だけでなく家庭における支援の方法についても助言を行う。

■ ライフサポートファイルの活用

障害のある子どもに対する支援体制の整備を促進するためにライフサポートファイルを作成し、幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、福祉施設、医療機関等の各機関が連携を図る。

事業の認知度も高まっており、ライフサポートファイルの活用により、対象の子どもの継続した支援につながっている。

幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校の円滑な接続を図るとともに、各学校（園）の教職員等が、子どもの状態を的確に把握し、迅速かつ適切な支援ができるようにライフサポートファイルを活用した研修会を開催する。

■ 個別指導補助員の配置

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する特別の支援を要する児童生徒に対して、きめ細やかな指導を行うため、個別指導補助員を配置する。一人一人の能力や可能性を伸張することを目標に、個に応じたきめ細やかな支援体制の充実を図る。

平成19年度から全小学校へ配置し、平成24年度には全小中学校1名の個別指導補助員配置を完了した。その後も個別指導補助員を増員し、令和7年度には小学校16名、中学校4名の配置を行った。

令和8年度も、個々の状態や教育的ニーズに応じた支援体制を維持する。

■ 発達相談の実施

特別な支援を要する子どもたちが通常の学級及び特別支援学級において、学習上の困難や生活上の課題を抱えるとともに、保護者や学級担任等がその対応に苦慮している実態が様々な場面で報告されている。そのような悩みを抱えた児童生徒及びその保護者・学級担任等に対して、悩みや心配を少しでも解消するため、臨床発達心理士による相談や指導・助言を行う。

発達相談は、月2回実施し、「発達（言葉を含む）の偏り、学習の困難」「情緒・行動・コミュニケーションの問題」「養育の問題」「発達関係諸検査の実施」「学校における指導・支援の方法」等に対応する。子ども、保護者、教職員、それぞれの思いに寄り添い、相談者の求めに応じて特別支援教育専門員巡回支援事業との連携を図るとともに、学校において、ライフサポートファイルの活用を進め、相談対象となっている児童生徒の発達や成長に応じ、教育的ニーズにこたえられるよう努める。

⑦ 幼児教育の充実

子どもたちの小学校就学前の姿を想定した、幼児期の終わりまでに育ててほしい具体的な姿を「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」など10の視点から捉え、個を大切にしたい関わりをしていく。幼児期と児童期の子どもたちの成長を連続したものと捉え、人格形成の基礎を伴う幼児教育の更なる充実を図る。

<施策を推進するための事業>

■ 浩養幼稚園・浩養小学校を核とした幼小連携

保育園や幼稚園、認定こども園等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育は円滑に接続されることが望ましいとされている。しかし、小学校入学後の生活変化への対応が困難な子どもがいることから、小学1年生の教室では、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しない等、学級がうまく機能しない状況（いわゆる小1プロブレム）が見られることがある。

浩養小学校の中に浩養幼稚園が併設された利点を活かして、互いの交流を推進するとともに、浩養幼稚園、浩養小学校各々が、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続できるようなカリキュラムを実施し、こうした課題の解消を図るとともに市内全体においても積極的な幼小連携を進めていく。

⑧ 学校図書館の活用

全校一斉の読書活動や、家庭、市立図書館、ボランティアと連携して子どもの読書活動を支援する。

<施策を推進するための事業>

■ 学校図書館司書の配置による読書活動の推進

学校図書館においては、学校図書館司書を各学校に配置し、子どもたちの読書への関心・意欲が高まるよう、環境面の整備・充実を図る。

令和元年度に学校図書館司書が中心となり改訂した「富里市おすすめの本」の活用や図書館と協力し「図書利用アンケート」の実施などにより、貸出冊数は増加傾向である。

令和8年度も、担当者会議等を通して学校図書館に関する市の取組の共通理解を図り、各学校での読書活動の充実を進めていく。

⑨ 教職員の資質向上

子どもたちの成長に関わるという責任感と使命感を持ち続けるとともに、変化の著しい社会や子どもの実態に即した指導を行うための専門性を身に付けられるよう研修体制を構築する。

<施策を推進するための事業>

■ 幼稚園教員の指導力向上研修

幼稚園教育要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が明記されるなど、指導の方向性が明確になっている。

市立幼稚園全教職員による合同研修や、指導主事等による幼稚園教育参観など、活動内容や支援方法、家庭との連携等について情報交換や助言を行う場の確保に努め、幼稚園教員の指導力の更なる向上を図る。

■ 若年層の教員研修

講師を含む若年層教員が各自のもつ教育的課題を追究する機会を設け、対象者が自主的に取り組むことにより、教員としての資質・能力の向上を図る。

学期1回程度、指導主事による授業参観、事後指導を実施し、若年層教員の資質・指導力の引き上げを図る。

■ 教職員夏季研修会

教育に係る社会課題などについて、教職員全員が参加し学ぶ機会を設けることで、広範な知識や新たな視点の取得、規範意識や指導スキルの向上などを図る。

令和7年度については、「富里市教育講演会」「不祥事根絶研修」を集合研修として開催した。

令和8年度についても同様の形で開催し、喫緊の教育課題について研さんを深める。

⑩ ICT を活用した学習の推進

映像やアニメーション、Webサイトなどの情報技術を授業に取り入れ、ICTの便利さや可能性に関する子どもたちの興味・関心を高め、学習の動機づけを行うとともに、情報モラルを持った情報活用能力を育む。

また、情報端末の活用により、子どもたち一人ひとりの個性や習熟度に合わせた学習など、個別最適な学びとともに、自分の考えを整理し、学級やグループで伝え合い、新たな思考や表現力を培うなど、主体的・対話的で深い学びの充実を図る。

<施策を推進するための事業>

■ ICTに係る教員の指導力向上に向けた取組

文部科学省が掲げるGIGAスクール構想のもと令和3年度から、小学校1年生から中学校3年生までに1人1台のタブレット端末を貸与し、学校の様々な学習の中で活用をしている。

教職員に対し、年2回程度実践的な研修を開催し、ICTを活用した授業力、児童生徒へのICT活用指導力の向上を図っていく。

■ ICTの活用に向けた取組

校務支援システムや共有サーバーを活用して、各校が蓄積している情報機器を使った効果的な授業実践の共有化を図る。また、ICT支援員による授業支援、情報機器の整備等により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進する。

■ 習熟度に応じた学習の支援

1人1台配備されたタブレット端末に学習支援ソフト（AIドリル）を導入し、学校での授業の振り返りや自習時、家庭への持ち帰り学習に活用することで、個々の習熟度に応じた学習を支援する。一人でも学習への理解が深まることで、児童・生徒の学習意欲・学力の向上、学習習慣の定着を図る。

(2) 健全な心と体を育む



① 豊かな心の育成

他人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など子どもたちの豊かな心を育むために、各学校における道徳教育や人権教育の更なる推進を図る。

<施策を推進するための事業>

■道徳教育の充実

人と人、人と社会、人と自然等の豊かなふれあいの中で、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識、社会の変化に自ら対応できる豊かな人間性や社会性が育まれるように、道徳の時間を要として教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

『いのち』のつながりと輝き～大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし～」を主題として掲げ、家庭・学校・地域社会が一体となった取組を推進している。

令和8年度も、各学校道徳教育における全体計画や年間指導計画に基づき、ねらいを明確にした道徳科の授業を実施することに努める。

特に、いじめの問題への対応を充実させ、「考え・議論する道徳」の授業への転換や、千葉県の取組である『いじめゼロ宣言』を子どもたち一人一人が行うなど、各学校において道徳教育推進教師を中心に、子どもを主眼とした取組を行う。

また、道徳の授業の内容や子どもたちの感想を学校便り等で紹介したり、学校参観で地域の方々に道徳の授業を公開したりする等、家庭や地域社会との共通理解を図るための工夫を行い、学校を主軸として地域ぐるみで子どもたちの心を育む道徳教育の充実を図る。

■人権教育の推進

互いを認め合い尊重する気持ちを育てるために、全ての教育課程に対話の場面を導入する。話し合いを通して自他の考え方の違いやその理由に気づかせ、多様な考えを認め合う気持ちを育てる。

② 健やかな体の育成

運動に親しみ、健康で安全な活力ある学校生活を送るために、適切な運動・調和の取れた食事・十分な睡眠の「健康3原則」の観点から、幅広い体力向上を図る。また、家庭や地域及び関係機関等と連携しながら健康で規則正しい生活習慣の育成を図る。

<施策を推進するための事業>

■ 体力向上に向けた取組

体力テストの結果から、市内児童生徒の体力は、県の平均値と同等もしくは下回っている項目があることから、令和6年度に、市内幼稚園・認定こども園で実施されていた「スポーツ鬼ごっこ」を小学校低学年にも導入し、幼児期から小学生までつながりをもった取組を行った。

今後も子どもたちの実態を踏まえ、体力向上につながる取組を実施する。

③ 不登校やいじめ等への対応

不登校の背景ともなるいじめへの対応については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、学校が講ずべき措置が明確化された。家庭や地域、学校においては、子どもたちが自分の悩みや不安などを誰かに相談できるような人間関係や雰囲気づくり、それを支える相談体制の充実が求められている。学校や家庭、関係機関で連携し、不登校・いじめなどの未然防止や早期発見、早期対応のための取組を強化していく。

<施策を推進するための事業>

■ 長欠者を減らすための関係機関の連携

市教育委員会が長欠担当者会議を開催し、長欠児童生徒への対応や支援の在り方について研修を行うとともに、各校で、不登校解消に向けて「児童生徒理解・教育支援シート」を活用し、効果的なケース対応ができるよう指導・助言を行う。また、各学校の生徒指導会議に指導主事を派遣し、指導・助言を行う。

対応が困難なケースについては市教育委員会が中心となり、子育て支援課、児童相談所、スクールソーシャルワーカーなどの関係機関との連携を密にして対応を図る。

■ 長欠者を減らすための取組

各校から市教育委員会への長欠報告の際、各校担当者とのヒアリングを実施する。市教育委員会が作成した「個別シート」を基に、市教育委員会担当者が各校の取組や対策について、指導・助言を行う。

また、タブレット端末を活用し、長欠・不登校児童生徒に対し、可能な限りリモート授業を実施する。タブレットを活用し、継続的な学校とのつながりを作り、学校復帰への足がかりとする。

■ ヤングケアラーへの対応

市内教職員が、ヤングケアラーについての理解を深めるために、全小中学校で研修を行う。教育相談や、子どもの状況を確認するためのアセスメントを通して早期発見に努め、関係機関と連携して対応に当たる。

■教育支援センター「ふれあいセンター」

教育支援センター「ふれあいセンター」では、不登校児童生徒の居場所作りを目指し、学校に足が向かない児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう、適切な支援や働きかけを行っている。

不登校児童生徒に対して学級担任、学校はもとより、関係機関との連携を図り、個々の実態や課題に応じた形で、学習指導・適応指導を実施する。

また、学校、家庭の支援、中学3年生の進路指導についても充実を図る。

■いじめ問題の実態把握と取組

本市のいじめに関する調査では、令和7年12月時点では小中学校合わせて169件の報告があり、どの学校にも、どの子にも起こり得る問題として認識している。

全国的にいじめが要因の一つと思われる児童生徒の自殺が発生していることから、各学校におけるいじめ問題への取組について、実態調査及びアンケート調査を行うとともに、早期発見・早期対応の徹底のため、生徒指導研修会等による指導や教育相談活動の充実を図った。

令和8年度も、いじめの実態調査を定期的に行い、実態の把握と早期対応に努めるとともに、ふれあいセンター内に配置した教育相談員による、きめ細かな相談活動の充実を図る。

さらに、学校ごとに「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図り、家庭・地域と連携して、いじめ防止に取り組んでいく。

■教育相談の実施

各学校において、教職員は、相談者に対し、受容的な態度と共感的な理解に努めるとともに、「いつでも・どこでも・だれにでも」教育相談ができる環境づくりに取り組んでいる。

令和4年度から、国及び県の事業を生かし、スクールカウンセラーを市内全校に配置し、児童生徒支援にとどまらず、保護者に対しても教育相談を通じた支援を行うとともに、教職員に対しては学級指導や児童生徒理解の手法についてアドバイスを行っている。特に学級指導や児童生徒理解の手法については、スクールカウンセラーだけでなく学校専門指導員を市で雇用し、各学校を定期的に訪問し、相談活動の支援を行っている。

そのほか、「ふれあいセンター」内に教育相談員を2名配置し、小学校、中学校別に週3日間、児童生徒の相談活動や不登校中学生の家庭訪問の支援に当たっている。

令和8年度においても、小中学校に教育相談関係事業の周知を図り、一層の充実と効果的な活用を進める。

④ 情報モラル教育の推進

子どもたちの多くがスマートフォン等の情報機器を所有するようになってきている。正しい情報の送受信の仕方等、情報モラル教育の推進に努める。

<施策を推進するための事業>

■ 情報モラル教育の推進

情報社会の進展により、スマートフォン等の情報機器などの普及が急速に進む中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれる事件が増加している。

こうした状況を踏まえ、学校における情報モラル教育の充実が求められている。

小学校段階でスマートフォン等を所持させる家庭も多いことから、学校の求めに応じて「ケータイ・スマホ出前授業」を実施し、スマートフォン等の所持に関するトラブルの事例紹介や家庭でのルールづくりなどについての啓発を行った。

千葉県教育委員会や通信会社等が行う出前授業のプログラムも増えてきていることから、各小中学校においては、外部機関を招いた情報モラル教育を1回以上実施することを目標とし、発達段階に応じた授業プログラム等の提供に努める。

また、令和8年度も引き続き、全小中学校を対象に、「ケータイ・スマホ出前授業」を実施する。

⑤ 安全教育の推進

日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるなど、交通安全や災害安全においても、自身で適切な判断・行動ができる能力が身につくよう、様々な教育活動における安全教育の推進に努める。

<施策を推進するための事業>

■ 防犯・不審者情報の適宜・適切な配信

市民や学校から寄せられた不審者等の情報を、適宜・適切に各小中学校や、内容により幼稚園、認定こども園、市内高等学校等へ配信する。

■ 防災及び交通安全教育の充実

地震や火災だけではなく、近年多数発生している様々な自然災害に備えて各学校における学校安全計画を見直していく。

交通安全については、発達段階に応じた交通安全教室を毎年実施しているが、これに加え、危険箇所調査で検討した内容を踏まえて、予想される危険を児童生徒に伝えながら危険回避能力の育成を図る。

■ 学校における防犯教室の実施

不審者対応の避難訓練や、防犯教室について、学校ごとに関係機関の協力や指導を仰ぎながら実施している。

令和8年度も、不審者対応の避難訓練や、防犯教室の開催を実施するとともに、地域のボランティア等の協力を得て登下校の安全対策の充実を図る。

■ 通学時の見守り対策の強化

登下校時の安全対策については、集団下校や地域、学校支援ボランティアによる見守りなどを実施している。

令和8年度は、より児童が安心感をもって登下校できるよう、位置情報が確認でき、遠隔でも登下校の見守りを行うことができるGPS端末購入費を助成するとともに、令和9年度、市内小学校に入学する児童にランドセルカバー、防犯ブザーに加え、新たに通学帽子を提供し、保護者が安心して児童を学校へ送り出し、各家庭で迎えることができる環境づくりを支援する。

⑥ ジョイント・スクール推進事業の取組

従来の小・中連携の考え方をより発展させて、義務教育9年間の教育課程上の接続を重視した学校(学園)運営を目指し、中学校生活への適応に困難を抱えている生徒の学びと成長・発達の連続性を保障し「生きる力」の育成を図る。

<施策を推進するための事業>

■ ジョイント・スクール推進事業の充実

ジョイント・スクールとは、これまで取り組んできた小・中連携の考え方を更に発展させて、小中学校、義務教育9年間の教育課程上の「接続」を重視した学校運営を目指す考え方である。

中学校生活への適応に困難を抱えている生徒の学びと成長・発達の連続性を保障し、「生きる力」の育成を図る必要がある。そのため既存の中学校区を一つの学園として小中学校の接続を図り、児童生徒や小中学校教員の積極的な指導交流を行う。

令和7年度は、大学の学生を講師に招いてのスポーツ交流会を開催するなど交流事業を実施した。

令和8年度も、小・中交流の積極的な展開や9年間の系統的な生活・学習のルールづくりや授業づくりがより浸透するように取り組む。

⑦ 次世代の子ども達の健康を推進するための対応

生活習慣病検診を積極的に活用し、検診結果を踏まえた保健指導を充実させ、要観察・要医療の生徒の個別指導、小学生からの全体での栄養改善指導(栄養士による)及び生活習慣病の予防指導の充実を図る。また歯科保健については、歯科衛生士を活用したブラッシング指導や歯科保健指導がすべての学校で実践できるよう計画する。

＜施策を推進するための事業＞

■ 小児生活習慣病予防のための取組

中学2年生と前年度の検診で要指導の判定があった者を対象に、小児生活習慣病検診を毎年行っている。この結果から、本市の児童生徒の中には、生活習慣病予備軍となる可能性があるものが多数いることがわかった。

生活習慣病は食習慣が大きく影響するため、学校給食を通して発達段階にあわせ、生活習慣病予防に特化した食育指導を行い、生活習慣病予防に取り組む。好き嫌いの傾向をなくしバランス良く様々な種類の食べ物を食べられることを目的に、残食率を下げる取り組みを全小中学校で継続して行う。

⑧ 安全においしく楽しむ食育の推進

計画的・継続的に食に関する指導を進めるとともに、学校給食の食材として地場産物を活用することにより、地域の自然や郷土の食文化に対する子どもたちの理解を深め、生産や調理に携わる方々への感謝の心を育む。

<施策を推進するための事業>

■ 安全な食材選びと衛生管理の徹底

学校給食で使用する食材については、納品時の検収の徹底に努め、食材の細菌検査や調理器具等の拭取り検査を定期的実施する。

また、「富里市食物アレルギー対応マニュアル」や、酒々井町と給食施設の共同利用を機に新たに作成した「学校給食危機管理マニュアル」に基づき、誤食等を防ぎ、安全で楽しい給食時間が過ごせるよう努めるとともに、施設及び備品の適切な維持管理を行い、安全な食材選びと衛生管理の徹底に努める。

■ 地場産物の活用の拡大

「とみさと元気なまち宣言」に基づき、新鮮で安全な地場産物を積極的に給食に活用する。

令和8年度も、食材業者を通して季節ごとの地場産品の活用の拡大に努める。

■ 食に関する指導の推進

「富里市教育委員会食育推進プラン」に基づき、小中学校を対象に、児童生徒の発達段階に合わせて系統的な食育の授業を進める。地場産物を給食献立に取り入れ、身近な食材に興味をもてるよう働きかけ、給食を題材にして様々な栄養素について理解を深めることができるようにし、「生きた教材」として給食を活用した食に関する指導の推進に努める。

■ 食体験を豊かにする献立の充実

学校給食に、旬の食材を積極的に取り入れるとともに、七夕やお月見、節分、冬至などの行事食や、「じゃこの日献立」「かみかみ献立」「食育の日献立」「リクエスト献立」などテーマ立てした献立、富里市産・千葉県産食材を中心に使用した「地産地消献立」など多様なメニューを積極的に盛り込むことで、伝統的な食文化の継承や、豊かな食体験の場としての給食を提供していく。

⑨ 学校施設の整備

学校施設は、子どもたちが生き生きと学校生活を過ごす場所であるとともに、地域コミュニティなどの場となることから、「富里市校舎等改修改築環境改善計画」に基づき、安全・安心な学校を維持するための予防保全を図り、社会的要求水準に則した環境改善を推進していく。

<施策を推進するための事業>

■ 学校施設の修繕・工事及び安全点検の充実

学校施設（遊具含む）及び設備は、経年劣化による不具合が増加していることから、専門家による定期点検の指摘事項や学校からの要望事項等について、緊急性や優先度を考慮の上、計画的な修繕・工事を行う。

また、各学校は児童生徒が安全に遊具を使用できるよう、学校における安全点検要領（文部科学省）により、日常点検及び年1回の総合点検を行い安全性について確認するとともに、点検結果をふまえて修繕・更新を行う。

■ 学校敷地内の計画的な樹木管理

学校敷地周辺、敷地内には、子どもたちの自然に関する学習や情操豊かな人間性の習得、良好な景観の構成などを目的に植樹等が行われているが、計画的な管理を行い、安全性や防犯性を確保する必要がある。

敷地外に張り出した支障枝の剪定や倒木の恐れがある枯木等の伐採を優先的に行いながら、視界の妨げとなる樹木及び適正な樹高を超える高木等について各校の状況を把握し、適切な維持管理に努める。

■ 学校施設の改修に向けた調査の実施

学校施設の大半は建築後40年以上経過し、児童・生徒の教育の場となる校舎については、施設の経年劣化が進行し、安全安心な学校生活を過ごす上で大きな課題となっていることから、長寿命化改修工事などの対策が必要である。

令和8年度は、昭和57年3月までに建築された小学校4校の校舎6棟及び富里中学校校舎4棟を対象に躯体の耐力度について専門的な調査を行う。

(3) 地域に開かれた学校づくり



① 学校開放や地域公開

より多くの保護者や地域住民が参加できるよう、地域公開や学校行事を工夫して行う。多様な経験や技術をもつ地域の方々の授業参加や社会に開かれた教育課程の編成など、子どもたちを学校と地域全体で育てていけるよう取り組む。

<施策を推進するための事業>

■ 学校での地域公開授業の実施

各学校においては、これまでもゲストティーチャーを招いての学習や外部人材を活用した体験型の活動を行ってきた。令和7年度は、各学校で保護者や地域の方々への授業参観や学校行事の公開を行った。

令和8年度も保護者や地域の方々に授業や学校行事を積極的に公開し、社会に開かれた教育課程を編成することで、学校だけでなく地域全体で子どもを育てていくことを目指す。

■ 学校支援ボランティア活用の推進

各学校においては、従来から保護者や地域の方々より様々な支援を受けてきたが、学校支援ボランティア活用推進事業を実施し、市教育委員会と各学校が連携し、組織的・計画的にボランティアの活用を図る。

学校での活用事例や活動内容をもとに、市教育委員会と各学校との連携を深め、学校支援ボランティアの一層の活用に努めていく。

■ 休日部活動地域移行の推進

令和7年7月に策定した「休日部活動地域移行に向けてのガイドライン」に基づき、学校が地域移行を希望する部活動での外部指導者による指導体制を構築する。

令和7年10月から段階的に外部指導者による指導を開始し、指導におけるコンプライアンスの遵守及び部活動顧問と外部指導者による指導方法や生徒の特性などの共有を図っている。

令和9年10月からの外部指導者単独による指導体制の確立に向け、実践について、評価・検証を行う。

② コミュニティ・スクールの推進

学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進する。

<施策を推進するための事業>

■ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進

児童生徒を取り巻く環境や学校が抱える課題の複雑化・多様化に対応し、学校と地域の連携・協働を進めるため、令和4年度に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を創設した。

市教育委員会及び学校の校長の権限と責任の下、学校に在籍する児童生徒の保護者等の地域住民の学校運営への参画、支援及び協力をさらに促進することにより、これまでの学校運営協議会としての課題や、学校運営等の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む。

■ 学校評価の実施と情報提供

地域に開かれ、信頼された学校づくりを進めていくために、各学校では経営に関する説明が重要となる。そのため市立幼稚園、小中学校では、学校評価を実施し、運営の改善を図っていくこととしている。

そこで、園長及び校長は、運営ビジョンを明確に示し、経営の重点内容を周知する。重点化された内容について自己評価を行い、改善策を練るとともに、その結果については家庭や地域に公表する。

そして、保護者や地域住民による学校関係者評価を行い、自己評価の検証も踏まえて、運営の改善を図るよう努める。

市立幼稚園、小中学校は、教育活動の様子を園だよりや学校だより、ホームページ等を用い、広く地域に公開し、情報を共有することで、保護者や地域住民の学校教育に関する理解を深め、協力を得ていく。

③ 地域一体のキャリア教育を推進

社会的・職業的自立に向けて必要となる資質や能力、態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観などの価値観を自ら形成・確立できる子どもの育成を目指す。

<施策を推進するための事業>

■ 中学生を対象とした「わくわく Working！（富里市職場体験学習）」の充実

令和7年度は各校で事業所の方を招いての講話や体験学習、インターネットを活用した調べ学習などを通して職業について学習するとともに、シミュレーション教材を活用し、富里市の特色や課題を理解し、富里市の課題解決に向けて、中学生の立場を踏まえて自分事とし解決策を提案することを行った。

令和8年度は、事務所の方を招いての講話やシミュレーション教材なども含めて、各校の実態に合わせて実施ができるよう各校と連携を図っていく。併せて、体験後のまとめや、発表などの事前事後の指導を一層充実させ、小中学校の連携や他教科との関連付けを図り、系統的な取組を推進する。

■ 小学生を対象とした「ゆめ・仕事ぴったり体験（地域密着観察学習）」の実施

令和7年度は、将来就きたい仕事、「なりたい夢」を実現するための一歩として、実際に講師として招いて話を聴いたり、職業についての学習を行った。

令和8年度は、事業所の方を招いての講話等も含めて各校の実態に合わせて実施ができるよう各校と連携を図っていく。併せて、体験後のまとめや、発表などの事前事後の指導を一層充実させ、小中学校の連携や他教科との関連付けを図り、系統的な取組を推進する。

2 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

(4) 生涯学習の推進



① いつまでも学べる環境整備

学校教育はもとより、家庭教育、社会教育、文化活動、ボランティア活動など様々な機会での学習できる環境整備に取り組む。

また、社会の多様化・複雑化する中、関係機関との連携を密にし、生涯学習の推進を図る。

<施策を推進するための事業>

■ 学びを通じた人づくり

学んだことを生かして地域に貢献し、生涯にわたって輝き続ける人材の養成を目的に「創年セミナー」を実施する。「生涯現役の視点・生涯学習の視点・地域の活性化の視点」から社会活動に参画することを通して、連携・協働のまちづくりの推進を図るべく、時代に即した内容を提供できるよう幅広く情報を収集・分析し、内容の充実に努める。

近年は、受講経験者に講座の企画段階からの参画を促し、自主企画講座を開催している。令和8年度もより一層学ぶ意欲を引き出す魅力ある講座を実施する。

■ 「とみっこ大学」の実施と歴史・文化学習

子どもの学ぶ力、生きる力を育むことを目的に、日常とは異なる場所において、様々な体験活動を行う「とみっこ大学」を実施する。創作活動、理科・科学実験、環境学習など多様なプログラムにより、子どもたちの知的好奇心を刺激し、感動体験につなげていく。

また、ふるさと富里を理解する機会を提供し、郷土を愛する心の涵養を図るため、歴史文化に触れる機会を提供する。

富里市初の国登録有形文化財である「旧岩崎家末廣別邸」の当主であった岩崎久彌氏と末廣農場から富里市の歴史を学ぶ「ふるさと富里再発見」では、旧岩崎邸庭園や東洋文庫など県外施設での学習を実施する。また、図書館と連携し、地域に伝わる民話を素材にした大型紙芝居など整備し、子どもたちをはじめ、多くの市民に貸出しを行う。

② 学びの成果を活かす環境づくり

何かを学びたいということと、学んだ成果を還元したいということがつながる機会を充実し、地域で生涯学習を支える人材の登用と育成を図る。

<施策を推進するための事業>

■ 学びを通したまちづくり

知識・技能及び技術を持っている方と、何かを学びたいという方をつなげ、またその学習成果を地域に還元する機会を提供する「生涯学習アシスト事業」を実施し、市民一人一人の生涯学習を支援し、豊かな地域づくりを促進する。市民の求める様々な学習形態や内容にこたえるため、地域で生涯学習を支える人材の登用と育成に努める。

③ 公民館事業の充実

市民が安心して学び・集う場としての利便性の向上や安全性を確保し、学習機会の充実に努める。

<施策を推進するための事業>

■ 公民館施設利用の動機づけ

少子高齢化や人口減少の進行に伴う利用需要の変化に対し、官民連携手法の活用を検討し、施設利用の多様なニーズに応えられるよう努める。

オンラインによる市内公共施設の予約システムの運用により、いつでもどこでも利用申請手続が可能となり、利用者の負担軽減につながっている。

予約システム利用件数も順調に増加しており、引き続き本システムの定着・利用者数の増加を図るとともに、広く市民の集いの場となるよう、自習スペースの設置やクーリングシェルターの設定などによりロビーを開放し、公民館施設の利用拡大に努める。

令和8年度は創年セミナーの一部を公開講座とし参加機会の拡充を図る。

④ 図書館資料の整備

市民の学びや課題解決などを支援するため、必要な資料を確保するとともに適切に更新を行い、学習環境と情報提供の充実に努める。

<施策を推進するための事業>

■ 図書館資料等の充実

資料及び情報の収集・提供に当たっては、市民の学習活動や子育てしやすい環境等を適切に支援し、高度化・多様化する要求に十分配慮することが求められている。

このため、市民のニーズに合致し、かつ最新の知識を提供できるよう、資料を収集し、ホームページやSNS（X＝旧ツイッター）なども活用しながら、図書館の機能を十分発揮できるよう努める。

蔵書数については収納可能冊数に達していることから、資料の適切な購入と除籍を行い、資料の鮮度を維持するとともに、令和7年度に導入した読書通帳システムの周知、活用を進め、利用者の更なる読書意欲向上を図り、資料の利用促進に努める。

また、来館が困難の方に対しても読書機会を提供するため、電子書籍システムの導入についても検討を進めていく。

⑤ 図書館（とみらいテラス）事業の充実

読書にふれあう機会を提供し、読書習慣の定着を図る。あわせて生涯学習機能（文化・芸術）を融合した複合施設として機能強化を図ることで、新たな学びや活動への動機づけのほか、様々な人々の交流等の促進を図る。

<施策を推進するための事業>

■情報・文化・芸術の発信拠点づくり

文化・芸術を含めた情報発信拠点として、施設の利活用の推進を図る。包括連携協定を結んでいる日本大学芸術学部との連携による展示など、市民が文化・芸術と触れ合える場を創出することで、利用者層の拡大に努める。

■子どもが読書に親しむ機会と連携体制の充実

第3次富里市子ども読書活動推進計画に基づき、全ての子どもが家庭、地域、学校等で読書に親しむきっかけとなる機会を提供し「家読（うちどく）」や読書習慣の定着を図る。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする。この時期に身につけた読書習慣は、生涯にわたり読書を楽しみ、物事を多様な視点で捉え、生きる力を身につける上で大変重要なものとなることから関係各課及び学校との連携と支援の強化に努める。

乳児健康診査受診時に乳児期・幼児期における本との出会いの大切さを理解することを目的としたブックスタート事業、市内の全児童生徒を対象に行うスタンプラリー形式のブックトリップ事業については、さらなる充実を図る。

また、本とふれあえる場を数多く設けるために、図書館でのおはなし会、小学校1年生の教室訪問を行うなど、本と身近に接することができるよう努める。

■ 親子読書支援の充実

親子読書支援の推進を図るため親子読書支援コンシェルジュを配置し、本とのふれあいの場としての役割を強化する。定例的な事業のほかに親子読書支援コンシェルジュによる創作絵本や昔話の絵本などの読み聞かせを行う「おはなし会」、テーマに沿った絵本の紹介と読み聞かせを行う「ブックトーク」等の講座を実施し、親子が読書に親しむきっかけを提供する。

■ 学校図書室等への支援

小中学校、幼稚園、認定こども園、学童クラブ等に図書館が所蔵する資料の貸出しを行い、学校等での読書活動を支援することで、より身近な場所で全ての子どもが、気軽に多様な本を手にとれる読書環境づくりを進め、読書習慣の定着化を図る。

⑥ 社会教育施設の整備

社会教育の中核となる富里中央公民館では、施設の計画的な修繕やバリアフリー化などにより、安心して学び・集う場として利便性の向上や安全性の確保に努める。

富里市立図書館では、誰もが安全・安心に利用できるような読書環境を目指し、計画的に更新、修繕を実施する。

＜施策を推進するための事業＞

■ 公民館施設の適正な維持管理

施設の老朽化状況や利用状況等を踏まえて、中長期的な観点から施設の有効活用を検討し、長寿命化も含めた適正な維持管理の実施に努める。

施設利用者のニーズを踏まえ、令和8年度から順次トイレの洋式化に努める。

■ 図書館施設の適正な維持管理

施設設備の老朽化により、修繕や更新が必要となっていることから、利用者が安全・快適に利用できるように長寿命化も含めた適正な維持管理の実施に努める。

令和8年度は、館内照明のLED化を進め、利用者の読書環境の保持及び消費電力量・二酸化炭素排出の削減を図り、持続可能な施設運営を行う。

3 文化資源を守り、未来へつなげる取組の推進

(5) 文化・芸術の振興



① 文化・芸術の創造

文化祭での参加者並びに来場者間のコミュニケーションが図られるよう、若年世代の参加を促しながら、幅広い年齢層の市民が参加する文化祭の開催を目指す。

市内外に在住する芸術家の作品展を開催することにより、質の高い芸術作品を身近に鑑賞できる機会を創出し、より多くの市民が文化活動や芸術作品に親しみを持って接することができる環境を提供する。

<施策を推進するための事業>

■ 文化祭等の文化活動発表の場の充実

幅広い年齢層の市民が参加し、参加者と来場者がより活発にコミュニケーションを図れる場の創出を図る。

また、子どもを対象に、創作活動を通じて交流し、富里市の文化や芸術に関心を持ち想像力を育む機会を提供する。

■ 芸術作品鑑賞機会の創出

あらゆる芸術分野の多角的な芸術鑑賞を目指し、次世代へ文化・芸術活動を継承するため、文化・芸術の発信拠点である「とみらいテラス」を中心に、質の高い芸術鑑賞機会を創出する。芸術作品の展示会、プロ奏者による演奏会、参加型の芸術講座の3つの芸術鑑賞を通して、市内及び近隣市町村に在住している芸術家や若手芸術家の活動を市民に伝えるとともに、多種・多様な作品との触れ合い機会を創出する。

② 文化資源の保存

各種文化財を適切に保存・継承をする。

<施策を推進するための事業>

■無形民俗文化財継承事業への支援

本市には、久能獅子舞、中沢麦つき踊り、武州ばやし等、それぞれ地区の特色を持った無形民俗文化財が存在している。いずれの無形民俗文化財も保存会での後継者不足が深刻化している状況にあることから、若手保存会員を中心にその継承事業に尽力している。

本市の数少ない無形民俗文化財を保存・継承していくため、継承事業を行う団体に対し補助金の交付を行いその運営を支援する。

また、市民へ披露する機会を提供し、市民が無形民俗文化財に興味・関心をもつ動機付けを図る。

■文化財の保護

令和3年度に文化庁の認定を受けた「富里市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の保護に関する措置を推進する。

重点的に実施する取組として、「旧岩崎家末廣別邸及び周辺整備」を掲げ、維持管理及び公開活用を継続するとともに、文化財としての価値を保存するため、東屋の補修工事を実施する。

また、文化財の保存については、価値の把握・向上・管理・継承・評価・共有を基本的な方針として位置付け、それぞれの実施のための必要な措置を講じる。

■埋蔵文化財の保護

現在、市内には388か所の遺跡の所在が確認され、年間約500件の所在確認があり、開発行為との調整が重要になっている。

国・県の補助金を活用して遺跡の調査体制を整えるとともに、「電子遺跡地図」を効果的に運用し、迅速な遺跡所在確認業務を行い遺跡の保護に努める。

また、実施した発掘調査の成果については調査報告書として取りまとめ、迅速な整理に努める。

■各種文化財の実態調査

埋蔵文化財以外の各種文化財の実態調査については、令和3年度に文化庁の認定を受けた「富里市文化財保存活用地域計画」に基づいて実施する。

また、成果が整い次第、速やかな報告書の作成に努める。

③ 文化資源の活用

市内で出土した様々な埋蔵文化財や寄贈された民具、収集した写真史料を活用した郷土の歴史教育支援を行っているが、より市内の文化財を活用するため郷土資料の展示や解説の充実を図る。

子どもたちが、自分の学校や地域への誇りと愛着、自らが地域づくりを担うという意識を培うことにより、郷土や国を愛する心を育てる。

<施策を推進するための事業>

■ 郷土資料の展示

図書館の2階を活用して、広く郷土資料の展示を実施している。定期的に資料の展示替えなどを行いながら、展示の充実を図るとともに、富里市文化財保存活用地域計画に記載の文化財群をめぐる周遊ルート構築のための文化資源の写真の展示の充実を図る。

■ 旧岩崎家末廣別邸の公開

令和4年度から令和6年度にかけて実施した主屋の補修及び公開に向けた整備が完了したことから、令和7年度に主屋の一般公開を開始した。

今後も、保存にとどまらない積極的な活用とともに、貴重な文化財として継承していく。

■ 文化財を活用した学習支援

子どもたちが本市の歴史を学ぶ機会は、主に小学校3・4年生時に設けられており、各学校からの要請により文化財担当職員の講師派遣等を行っている。末廣農場を題材とした授業資料の提供や旧岩崎家末廣別邸の見学機会の提供など、教育現場との更なる連携により効果的な学習支援を進める。

令和8年度についても、市内に所在する各種文化財を活用した学習支援を実施していくとともに、国登録有形文化財である旧岩崎家末廣別邸を活用し、富里と深い関係がありながらこれまで知られていなかった「末廣農場の歴史」と「岩崎久彌の人物像」について普及を図っていく。

4 市民の誰もが生涯にわたりスポーツに 参加できる環境づくり

(6) スポーツの振興



① 生涯スポーツ体制の整備

地域住民により自主的に運営される総合型地域スポーツクラブの設立・活動への支援を行い、幅広い年齢層の人々が、様々なスポーツに親しむ環境づくりに努める。

<施策を推進するための事業>

■ スポーツ推進委員の資質向上を目的とした研修会等への参加

スポーツ推進委員は、実技指導のみならず、市民の代表として、広く幼児から高齢者のスポーツに対する様々な要望を行政に進言し、地域スポーツ施策を活性化させる役割も担っている。

今後も、時代のニーズに即した技術習得や指導方法の研さんを図るため、スポーツ推進委員の研修会・講習会への参加を積極的に促すとともに、市民からの要請に応じた指導やスポーツの普及の機会創出に努める。

■ 総合型地域スポーツクラブの設立支援と育成

総合型地域スポーツクラブの運営支援を行う。また、地域コミュニティの場として、定期的・継続的にスポーツ活動ができるよう、身近な公共スポーツ施設を活動拠点として提供する。

■ スポーツ・レクリエーション活動を中心とした生涯スポーツの普及

日常的に多様なスポーツの楽しさや魅力を体験できるよう各種事業を開催し、楽しく気軽にできるスポーツの普及に努める。

また、障害の有無や年齢に関係なく、様々な人が一緒にできるボッチャやペタンク等、レクリエーションの性質を含む、ユニバーサルスポーツを普及し、共生社会へ向けての環境づくりを推進する。

② 健康・体力づくりとスポーツ活動の促進

市民の多様なニーズにこたえるとともに、青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくりを促進する観点からも、関係部署と協力し、様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の提供及び拡充を図る。

<施策を推進するための事業>

■「とみさとスポーツ健康フェスタ」の充実

市民の誰もが気軽に参加でき、健康と体力づくりに対する理解と関心を深め、積極的にスポーツを体験するきっかけづくりの場として「とみさとスポーツ健康フェスタ」を開催する。

今後も計画段階から市内スポーツ団体等と連携し、種目の選定や内容等の検討を行い、スポーツ人口の増加や、多くの市民の参加が得られるよう事業の展開を図る。

■大学との連携事業による体力の向上とスポーツライフの充実・発展

「とみさと元気なまち宣言」に基づき、日本大学スポーツ科学部の協力のもと、市民の体力向上や運動、スポーツへの関心、実践意欲や競技力の向上を目指し、連携事業を実施する。

令和8年度においては、市民を対象に、体力の向上や運動、スポーツへの取組につながる体験会などを開催する。

■スポーツ団体支援による活動の活性化

各種スポーツ団体との情報共有と情報発信を推進し、スポーツ競技大会や教室への市民参加を促進させる。また、全国大会等に出場する選手等への奨励費の交付や市内のスポーツ団体及び個人の優れた功績などを広く市民に紹介し、市民のスポーツに対する興味や関心を高め、競技人口の増加・技術の向上を図る。

③ 学校体育施設開放事業の促進

学校体育施設開放利用団体の利用を促進し、地域住民が身近にスポーツに親しめる機会を創出することで、地域社会の活性化を図る。

<施策を推進するための事業>

■ 学校体育施設の効果的利用の促進

社会体育館や市営運動場などの社会体育施設全体の利用状況は増加傾向にあり、今後も利用ニーズは高まっていくものと考えられる。

学校体育施設を利用した学校体育施設開放事業については、令和7年度の登録団体数は80団体、登録人数は1,900人と令和6年度よりも4団体、176人増加している。

学校教育活動を優先しながら、教育施設の有効活用を念頭に置き、地域における「身近な運動、スポーツ施設」として、さらに多くの利用団体が活用できるよう効率的、効果的な利用を促進する。

④ スポーツ施設の整備

地域における安全なスポーツの持続的な提供を図るため、スポーツ施設ごとの修繕を計画的に行い整備・管理に努める。

<施策を推進するための事業>

■ スポーツ施設予約システムの定着と施設利用の拡大

オンラインによる市内公共スポーツ施設の予約システムの運用により、いつでもどこでも利用申請手続きが可能となり、利用者の負担軽減につながっている。

予約システム利用件数も順調に増加しており、引き続き本システムの定着・利用者数の増加を図り、スポーツ施設の利用拡大に努める。

■ 社会体育施設の適正な維持管理

施設や設備の老朽化が進んでおり、長寿命化の検討が喫緊の課題である。安全安心にスポーツができる環境を提供し続けるためにも、類似施設の改修例を参考とし、再整備、機能向上を図る整備計画の策定に努める。

社会体育館については、令和7年度から空調機の稼働を開始し、より快適な活動環境を整えた。

令和8年度については、使用料の見直しなど、持続可能な施設管理を検討する。

5 健全な心と体を育む青少年健全育成の取組

(7) 青少年の健全育成



① 思いやりのある青少年の育成

次代を担う子どもや若者が、心身ともに健康で夢や希望を持って健やかに成長し、自立・活躍できるよう、家庭、学校、地域が連携して青少年をとりまく社会環境を整えることに努める。

<施策を推進するための事業>

■ 青少年相談員活動の推進

青少年相談員は、次代を担う青少年の健全育成に資するため、体験活動の促進、社会環境の浄化、地域社会への啓発、青少年のよき相談相手となることなどを目的として、県知事並びに市長からの委嘱を受け活動している。

令和7年度は、各種事業への協力のほか、スポーツ等を通じて交流する機会や「ペットボトルアートイルミネーションツリー制作事業」を開催した。

令和8年度も、学校間及び学年間での交流機会の創出や、対象者がより気軽に参加することができるよう、環境の変化に合わせた活動内容の充実を図る。

また、社会全体で子どもたちを支えていくという理念のもと、家庭、学校、地域の理解と協力を得られるよう、引き続き、子どもたちのケアに取り組んでいく。

あわせて、情報交換や研修会による相談員の資質の向上や、市民に対し青少年健全育成の広報、周知を図る。

② 家庭教育の場の提供

同じ年頃の子どもを持つ保護者が一緒に子育てについて学び、相談できる家庭教育学級を市内公立幼稚園・小中学校に開設し、運営への助言や支援を行う。

また、家庭教育学級連絡協議会との共催による講演会等により、家庭教育力の向上を図る。

<施策を推進するための事業>

■ 家庭教育の充実

市立幼稚園及び小中学校に家庭教育学級を開設し、少子化や核家族化・都市化等の社会の変化で、子育ての問題を抱え込み、孤立することがないように、子育ての仲間づくりの場となる学習機会の提供に努めている。

各学級の学習プログラムは、アンケートをとり、参加者のニーズに応じた座学講座から体験学習と幅広い活動ができるよう工夫しており、活気ある学びと情報交換の場となっている。

今後も、「子育て」「親子のふれあい」「保護者が語り合う」「我が子や自分を見直す」場として学習する機会及び運営に関わる情報の提供等により、家庭教育を支援する。

また、近年、生活の多様化による食事や睡眠の乱れが、子どもの学習意欲や体力・気力の低下につながっている。各家庭が主体的に望ましい生活習慣を確立していけるよう、「早寝早起き朝ごはん」運動の周知を行うとともに、学校、地域と連携し、生活リズムの維持と向上を図る。

③ 地域社会と家庭教育の連携

学校周辺地域の方々と共に子どもを育てることを意識し、近隣住民とのつながりを強められるように家庭教育学級で地域の方々との連携に努める。

「育てたい子ども像の共有」、「一人ひとりのよさが生きる教育」のために、家庭・学校・地域が一体となって支援する体制を整備するとともに、安全・安心な地域をつくり、未来を担う子どもたちの成長を支える取組みを推進する。

<施策を推進するための事業>

■ 放課後子ども教室の推進

子どもたちが地域社会の中で、安全・安心に、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、小学校の教室などを活用し、地域の協力を得ながら、子どもたちと勉強やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動を実施する。

放課後子ども教室の効果的な推進のために、実施校地区社会福祉協議会や学童クラブ、保護者の協力のもと、事業予定について協議を行っている。

今後も子どもたちが地域の方々や異学年とのかかわりの中で、家庭や学校だけでは得られない様々な体験の場の提供を目指すとともに、コミュニティ・スクールの導入で、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、社会全体で子どもたちが健全に育つ環境づくりを推進する。

■ 「とみっこ宣言」の周知・定着

「とみっこ宣言」は、本市の未来を担う子どもたちの育成を図るため、家庭、学校、地域がそれぞれの責任と役割を自覚し、連携・協働して子育てに取り組むことを目的として平成28年に策定した。

家庭教育学級や子育て学習会及び講演会を活用し、「とみっこ宣言」^{※2}の周知と定着を推進し、家庭、学校、地域がさらに連携・協働して子育てに取り組めるよう支援する。

※2 「とみっこ宣言」・・・㊦ 友だちや家族を大切に、楽しく生活する子に育てます。

㊧ みんなの夢がかなうよう、助けあう子に育てます。

㊨ さわやかにあいさつし、社会を明るくする子に育てます。

㊩ 富里を愛し、ほこりをもつ子に育てます。

6 平和・人権意識の向上への取組

(8) 平和・人権意識の向上



① 国際化社会に対応する子どもへの支援

グローバル化の急速な進展の中で、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、生涯にわたり国際社会で生き抜く力を育むよう支援する。

国際対話能力の育成と異文化に対する理解を深める能力を養う。

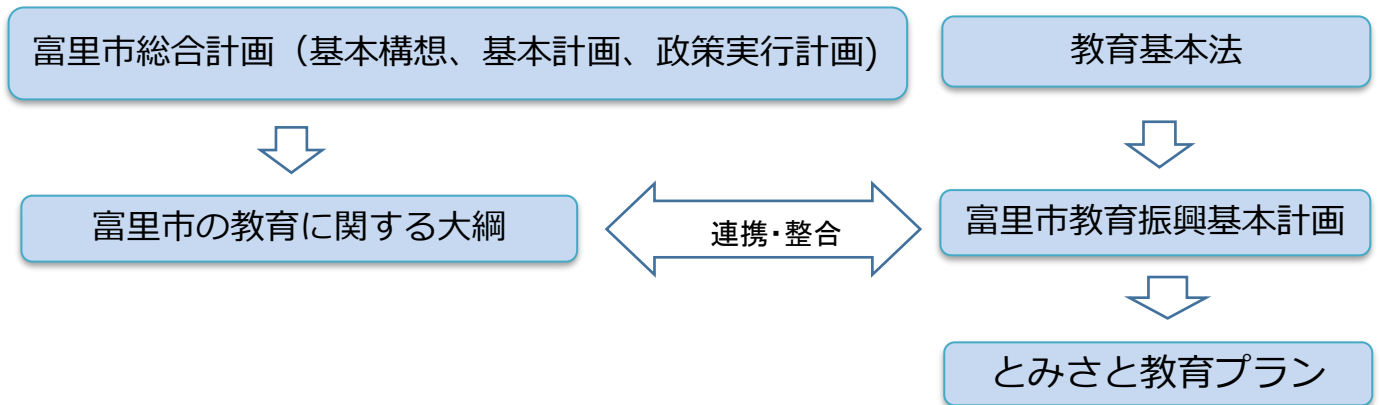
<施策を推進するための事業>

■ 英語体験活動の実施

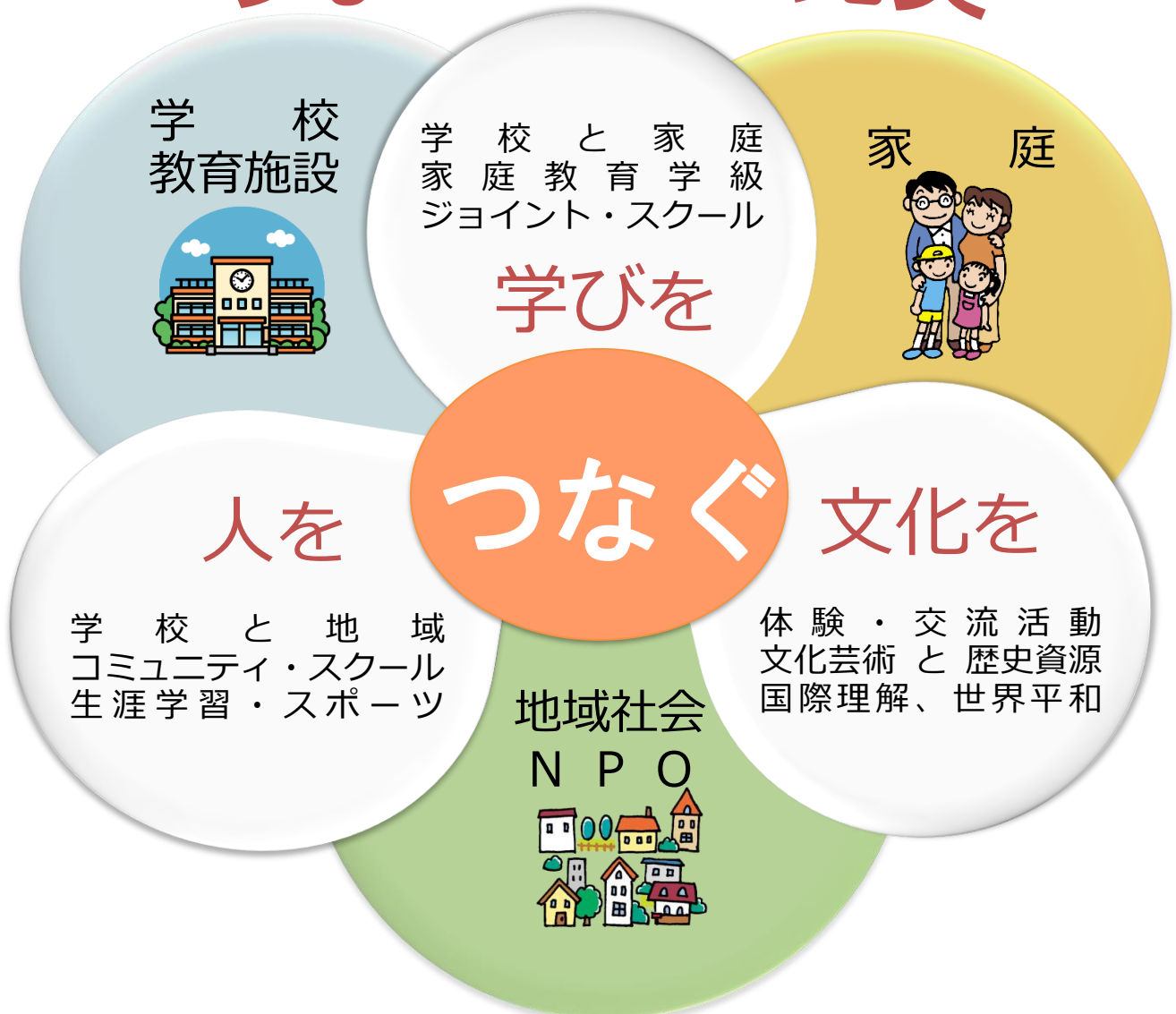
国際対話能力の育成と国際理解の促進、英語に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うことを目的に、放課後子ども教室に英語体験活動を取り入れ、より多くの子どもたちが英語にふれあえるよう支援する。

資料

とみさと教育プラン推進の視点



つなぐ教育の充実



令和8年度

学校・園の指導指針

学校・園の使命

学校・園は子どもの学び舎です。富里市では、生命や人権が尊重された安全・安心に学べる学校・園づくりに努めます。

また、富里市は「家庭で育て」、「学校で伸ばし」、「社会で磨く」教育を推進しています。そこで、学校教育の使命は、子どもの個性を尊重しつつ様々な能力を伸張していくことにあります。そのために学校・園はそれぞれの実態に応じた目標を設定し、教職員は自らの資質とともに組織のチーム力を高め合い、共通理解・共通実践のもとに教育活動を行います。

〈チーム力を高める3つの視点〉

- チームによる思考
- チームによる判断
- チームによる指導

〈伸びて輝く子を育む3つの視点〉

- 確かな学力を育むプロジェクト
- 豊かな心を育むプロジェクト
- 健やかな体を育むプロジェクト

ジョイント・スクールの推進

「生きる力」の育成

〈学校教育の充実方策〉

- 指導の充実・基礎基本の徹底
- 地域とともにある学校づくりを目指したコミュニティ・スクールの実施
- 学校保健・食育の充実
- 安全・安心な教育環境の整備
- 学校評価の充実と活用

〈指導の重点〉

- 幼小中連携教育の推進
- 道徳教育の充実
- 体験活動・ふるさと学習の充実
- 特別支援教育の推進
- 外国語教育・読書活動の推進
- 体力向上の推進



ふるさと富里を誇りにし、このまちの未来を拓き世界に羽ばたく子どもを育てます

富里市教育委員会

とみさと教育プラン

■発行・編集 令和8年 月 富里市教育委員会

〒286-0292 富里市七栄 652 番地 1

電話 0476-93-1111 (代)
